

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 酒 井 直 樹	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国ノース カロライナ州 デューク大学						
提 出 書 面 平成26年4月26日付け報告書簡								
報告期間中の日程の概略（平成26年3月21日～平成26年4月26日）								
<table border="0"> <tr> <td>平成26年3月21日～4月17日</td> <td>デューク大学にて聴講等</td> </tr> <tr> <td>4月6日</td> <td>米国確定申告書類の送付</td> </tr> <tr> <td>4月20日～4月22日</td> <td>連邦最高裁訪問・傍聴</td> </tr> </table>			平成26年3月21日～4月17日	デューク大学にて聴講等	4月6日	米国確定申告書類の送付	4月20日～4月22日	連邦最高裁訪問・傍聴
平成26年3月21日～4月17日	デューク大学にて聴講等							
4月6日	米国確定申告書類の送付							
4月20日～4月22日	連邦最高裁訪問・傍聴							
・デューク大学での聴講								
・米国での確定申告手続								
・連邦最高裁訪問及び傍聴								
・								
・								

平成26年4月26日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

千葉地方裁判所判事補 酒 井 直 樹

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

（報告期間） 平成26年3月21日～4月26日

(1) デューク大学での研究、聴講等

引き続き聴講していましたが、4月17日で春学期の講義が終了しました。

Judicial Decisionmaking () の講義では、裁判官の選出方法を巡る諸問題についての議論が中心となりました。

米国の Justice（最高裁判事）及び Judge（判事）の選出方式は、①有権者による選挙（さらに、政党の候補者として立候補する partisan election と、政党色のない non partisan election に細分される。）、②行政・執政機関による任命（連邦裁判所の方式。議会同意人事となるものもある。）、③merit selection の3種類が存在します。③merit selection では、細部は州により異なりますが、弁護士会が候補者を推薦し、その中から州知事が判事を任命します。判事は任期制で、任期満了時に有権者の信任投票が行われます。20世紀中盤から採用され始め、現在は約3分の1の州で採用されています。いずれも「よい裁判官」を採用するための工夫であるということでしたが、「よい裁判官」とは何か、誰が「よい裁判官」を選ぶ担い手としてふさわしいのかという点からの問題も生じているようです。その一例として、約5年前、merit selection を採用する州で、同性婚を認めない州法を平等条項違反で違憲とした最高裁の判断が示されたところ、その判断をした最高裁判事の信任投票で、この結論に反対するグループによる強烈なネガティブ・キャンペーンが展開されたケースが取り上げられました。

(2) 米国での確定申告手続

米国では4月15日が確定申告の期限とされており（自分で会計年度を定めることもできますが、大部分の人は原則どおり4月15日としています。）、大学からも、年明けから案内が届きました。

(3) 連邦最高裁の訪問・傍聴

大学の講義が終わり試験期間に入ったので、連邦最高裁を見学するとともに口頭弁論（oral argument）を傍聴すべく、2泊3日でワシントンDCを訪れました。

連邦最高裁での審理は、毎年10月から1シーズンが始まり、4月末には口頭弁論が終わります。1事件は約1時間で傍聴席は先着順ですが、最後方に数席のみ3分程度で交替で傍聴することができる3 minutes というシステムもあります。21日月曜日と22日火曜日に各2件の期日が入っていましたが、いずれも注目を集めている事件だったため、1日目の1件目の3 minutes のみ傍聴することができました。2日目は早くから並びましたがそれでも間に合わず、3 minutes も実施しないということで、傍聴できませんでした。

3分間では議論を把握する間もなく退出せざるを得ませんでした。最高裁判事らと代理人との激しい議論の応酬が行われる様子を知ることができました。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名 酒 井 直 樹	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国ノース カロライナ州 デューク大学
提 出 書 面 平成26年5月26日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月27日～平成26年5月26日）		
平成26年4月28日，29日	ダーラム郡上位・地方裁判所で傍聴	
5月5日，6日	州最高裁判所で傍聴	
5月8日	ダーラム郡地方裁判所で傍聴	
5月13日	不動産競売の見学	
・ダーラム郡上位裁判所での民事事件傍聴		
・ダーラム郡地方裁判所での民事・家事事件傍聴		
・ノースカロライナ州最高裁判所での口頭弁論傍聴		
・不動産競売の見学		

平成26年5月26日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

千葉地方裁判所判事補 酒 井 直 樹

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

（報告期間） 平成26年4月27日～5月26日

(1) ダーラム郡上位裁判所での民事事件傍聴

4月28日、ダーラム郡上位裁判所（[REDACTED]）を訪れ、民事事件の当事者からの申立て（motion）に関する審理を2件傍聴しました。

1件目は、交通事故訴訟（死亡事案）で、被告からの2つの申立てに関する審理が行われました。1つ目は、調停手続の免除の申立て（motion to excuse mediation）です。ノースカロライナ州では、効果的かつ経済的な紛争解決に資する目的で、上位裁判所の管轄に属する民事訴訟事件には調停前置主義が採用されており、一部の例外を除いて、訴え提起前には原則として調停を経なければならぬとされています（NCGS § 7A-38.1）。被告代理人弁護士は、事故態様が明白であり調停に付す必要はなく、早急に審理を進めるべきだと主張していましたが、本心は、死亡事案の交通事故ということもあり感情的になりやすい事件のため、被告側が調停に出てくるのを嫌がっているというところにあるようでした。裁判官は、調停手続を免除する必要はないとして却下しました。2つ目は、被害者の社会保障番号の証拠開示を求める申立て（motion to disclose）でした。それまでの証拠開示を経て、被害者が、本来1人1番号しか持てないはずの社会保障番号（SSN）を複数持っている可能性があり（違法な事業を営んでいた可能性につながるなどのこと。）、損害額等の判断のために必要であるとの主張でした。裁判官は、社会保障番号は重要な個人情報であり、複数番号の整理をする目的であれば一部で十分であるとの理由から、下4けたを除く社会保障番号の開示を認めま

した。

2件目は、首席書記官（Clerk of Superior Court）の行った不動産の強制執行に関する処分に対する上訴でした。上訴人は代理人弁護士を雇っておらず、自らの主張を整理して述べることもままならない様子で、裁判官が不動産の所有関係についていくつか質問したにとどまり、上訴は棄却されました。裁判官は弁護士に相談すべきだったと勧めていましたが（後に質問したところでは、他に共有者がいる可能性があるため、その人たちを巻き込めば手続を止める方法は他にあり得るということでした。）、上訴人の主張のみでは不可能ということで、上訴を棄却しました。

(2) ダーラム郡地方裁判所での民事事件傍聴

ダーラム郡地方裁判所において、民事事件の尋問期日（非陪審）を傍聴しました。地方裁判所は、第一審担当の裁判所であり、1万ドル以下の民事訴訟事件（非陪審）や家事事件を担当しています。

4月29日に傍聴した事件（XXXXXXXXXX）は、本訴が2か月分の賃料請求事件で、修理費用の立替金や損害賠償を請求する反訴が提起されていました（そのため、反訴の争点の関係で、トライアルに至ったようです。）。被告（反訴原告）の話によれば、原告会社経営のアパートを賃借したものの、当初から部屋はきれいに清掃等されておらずエアコンも壊れ、抗議をしても対応しなかったため、自ら修理を依頼することになったということのようです。

裁判官の判断は、本訴（賃料請求）は認容、反訴（損害賠償等請求）も一部認容でした。

5月8日の事件は、親権、面会交流権等の設定、変更に関する訴訟でした。原告（父）は被告（母）に対して、共同親権を求めており、親権の維持（予備的には共同親権）と面会交流（各週末の金曜日から日曜日まで）を主張しておりました。かつては被告が子供らを養育していましたが、被告が息子を殴った（原告主張）又は平手打ちをした（被告主張）ことをきっかけとして警察が介入し、現在

は原告の下にいるようです。

裁判官の判断は、共同親権を認め、子供らは現状維持で原告が監護するとともに、被告に2週間に1回の週末（金曜日から日曜日まで）の面会交流及び学校やスポーツのクラブ等に関して原告との共同の親権を認めるというものでした。

なお、いずれの事件も、裁判官は証拠調べ後の closing argument（最終弁論）を終えると、休廷を挟むこともなく直ちに口頭で理由を述べて判断を示しておりました。

(3) ノースカロライナ州最高裁判所での口頭弁論傍聴

5月5日及び6日、州最高裁判所（Sarah Parker 長官）において、各日3件ずつ、計6件の口頭弁論を傍聴しました。州最高裁判所は7名の判事（justice）で構成されており、長官が裁判長を務めます。上告側の主張→被上告側の反論→上告側の再反論の順序で、口頭で意見を述べますが、判事からすかさず質問されるのは連邦最高裁と同様でした。なお、ノースカロライナ州最高裁では、審理時間の迅速化のため、各当事者の持ち時間には時間制限があります。演台の上にはカウントダウン式の時計とランプが設置されており、裁判長が手元のスイッチで時計の開始・停止を操作しているそうです。

5日は、刑事事件1件、民事事件2件でした。6日は、いずれも少年に対して終身刑を科すことの合憲性が問題となっている刑事事件3件で、傍聴人も前日より多く、関心を集めている事案のようでした。

(4) 不動産競売の見学

不動産関係の事件を専門としている [REDACTED] を訪れ、同弁護士が申立人代理人を務める不動産競売手続を見学しました。

不動産の民事執行手続（foreclosure）は、訴訟手続と異なり、裁判官が積極的に関与する場面が多く、申立段階から売却に至るまで、各場面での裁判官の許可、承認が必要となる制度設計となっているようです。

今回の競売は、2筆の土地及びその土地上の2棟の建物を対象とする共有物分

割としての競売でした。土地利用権などの問題で通常の手続では売れる見込みがないため、裁判所の提案で、現地で公開入札方式でのオークションで売却する方法が採用されたとのことです（まれなケースのようです。）。裁判所のコミッショナー（我が国の競売手続における書記官及び執行官の役割に相当）がプロのオークショニアを雇い、対象物件の目の前の庭でオークションが開催されました。当初提案価格の倍以上の値段で落札されました。

また、我が国と異なる制度としては upset bid という制度があります。競売結果が申立人により裁判所に報告されてから 10 日間は売却が確定せず、その落札価額よりも高い価額を申し出れば、競売結果を覆して、その者が買い受けることができます。この場合、さらに 10 日間の upset bid 期間が設けられます。そのため、競売又は最後の入札から 10 日が経過して買受人が確定し、その後に裁判官が契約書と代金納付を確認して売却を許可するとのことです。より高額で売却されれば強制執行の申立人及び所有者双方にとって有益であり、興味深い制度でありました。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

氏 名 酒 井 直 樹	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国ノース カロライナ州 デューク大学
提 出 書 面 平成26年6月29日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月27日～平成26年6月29日）		
平成26年5月27日～30日 連邦地方裁判所で傍聴 5月28日 公正証書遺言作成の見学 6月3日 州商事裁判所で傍聴 6月9日 []との面会 6月12日 []への帰国挨拶 [] []		
・ ノースカロライナ州東部地区連邦地方裁判所での民事事件傍聴，意見交換		
・ 公正証書遺言作成の見学と遺言をめぐる近年の問題		
・ ノースカロライナ州商事裁判所での民事事件傍聴		
[]への帰国挨拶		
・ []		
・ 帰国準備		

平成26年6月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

千葉地方裁判所判事補 酒 井 直 樹

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

（報告期間） 平成26年5月27日～6月29日

(1) 連邦地方裁判所での民事事件（陪審）傍聴、[REDACTED]との意見交換

5月27日から30日まで、州都ローリー所在のノースカロライナ州東部地区連邦地方裁判所にて、民事事件の陪審トライアルを傍聴しました。もともとは前の週に実施される予定でしたが、トライアル前協議が長引き、1日ごとに期日が延期され、結局は1週間遅れでの開始となりました。

不正解雇による損害賠償請求の事案で、原告は detention officer（留置係官）、被告は原告を雇用し解雇した sheriff（保安官）でした。原告は、被告保安官が Family Medical Leave Act（家族医療休業法。産前産後休業、育児休業、介護休業等に関して定めた連邦法）に違反して妊娠していた原告を解雇したと主張し、被告は、同僚に乳房を露わにした写真を携帯メッセージで送るなどしており、何度も注意したが改まらなかったこと、[REDACTED]など勤務状況に問題があったとして被告に与えられた裁量で適法に解雇したと主張しておりました。

結論としては、被告は FMLA 法に違反して原告に産休を取得させるための必要な手続をしなかったとされましたが、仮に原告が産休を取得していたとしても適法に解雇されていたといえるので損害との間に因果関係がないとされ、請求棄却となりました。

後日（6月9日）、[REDACTED]と民事陪審手続、証拠開示、トライアル前協議等について、質問・意見交換をさせていただきました。

(2) 公正証書遺言作成の見学と遺言をめぐる近年の問題点

5月28日の午前、[REDACTED]の紹介で、公正証書遺言 (attested written will) の作成手続を見学しました。

州法では、本人及び2名の証人の署名につき公証人 (notary public) の公証が付されているものは、公正証書遺言として有効です (N.C.Gen.Stat. § 31-3.3)。公証制度は、我が国と比べて身近な存在であり、銀行、大学、宅配業者の支店、商店、公証を必要とする書類を扱う公的機関などあらゆるところに存在しており、手数料も5ドル程度です。署名の認証が業務であることを考えると、我が国の公証制度というよりも、印鑑証明に近いのかもしれませんが。公証人の下に出かける雰囲気は全くなくどうするのかと待っていたら、[REDACTED]の事務員が公証人であったのには驚きました。

近年は、オンライン遺言を残すというインターネットサイトが流行してきていて、相当数の人が登録しているようです。もちろん公正証書遺言としても自筆証書遺言としても要件を満たしておらず、これからサイト利用者が亡くなる年齢になってくると、遺産をめぐる紛争が増加しかねないと懸念されているようです。我が国では今のところ社会問題化していませんが、パソコンを使用する高齢者が増加してくると、いずれは波及してくる問題かもしれません。

(3) ノースカロライナ州商事裁判所での民事事件傍聴

6月3日、ノースカロライナ州商事裁判所 (North Carolina Business Court) での審理を傍聴しました。もともとはダーラムから西へ1時間ほどのグリーンズボロ所在の裁判所ですが、原告代理人に足の悪い方がいらっしゃり、双方代理人ともダーラムから東に40分ほどのローリーに事務所があることから、中間地点としてダーラム郡裁判所庁舎を利用して審理が行われました。

事案は、裁判所で使用される各種申立書式をネット上で提供しているサービスを行う会社である原告が、被告ノースカロライナ州司法部 (North Carolina State Bar) に対し、原告が非弁行為を行っている会社であるとウェブページに掲載し

て事業を妨害していると主張して、同記事の削除等を求めるものです。今回の期日の審理では、原告が申し立てた仮処分申立て (motion to temporary injunctive relief) と、被告が申し立てた棄却申立て (motion to dismiss) が同時に審理されました。

結論としては、被告の申立てが認められ、本件は棄却されました。

(4) [REDACTED] への帰国の挨拶

6月12日、帰国まではまだ時間がありますが、デューク大ロースクールの [REDACTED] に帰国の挨拶にうかがいました。 [REDACTED] は、夏に香港及びジュネーブで行われるデュークのサマースクールに出席されますが、今年はその前にミャンマーに出張されるということで、この時期の挨拶となりました。

(5) [REDACTED]

[REDACTED]

(6) 帰国準備、 [REDACTED] 等

6月中旬から、帰国に向けた準備を進めています。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

研究面としては、研究経過をまとめたレポートを作成しており、帰国前にデューク大学ロースクールの担当者に提出する予定です。

以上